

平成16年5月24日  
文部科学大臣認可  
平成26年9月1日  
改 正

(目的)

第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第8条に規定する事項を定め、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 本学は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正確実でかつ効率的に業務を運営するとともに、本学学則第1条に規定する本学の目的に沿って業務を執行するものとする。

(業務の委託)

第3条 本学は、法第22条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第8号に規定する業務の一部を本学以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができる認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 本学は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第5条 本学は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

(外部資金の受入れ)

第6条 本学は、本学の業務目的に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができる。

2 外部資金の受入れに関する必要な事項は、別に定める。

(施設の一般利用)

第7条 本学は、業務に支障のない範囲内で、本学の施設を一般の利用に供することができる。

2 施設の一般利用に関する必要な事項は、別に定める。

(業務細則)

第8条 この業務方法書に定めるもののほか、本学の業務に関する必要な細則は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、平成16年5月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可の日から施行する。ただし、改正後の第3条の規定は平成26年4月1日から適用し、改正後の第5条の規定は平成26年4月16日から適用する。